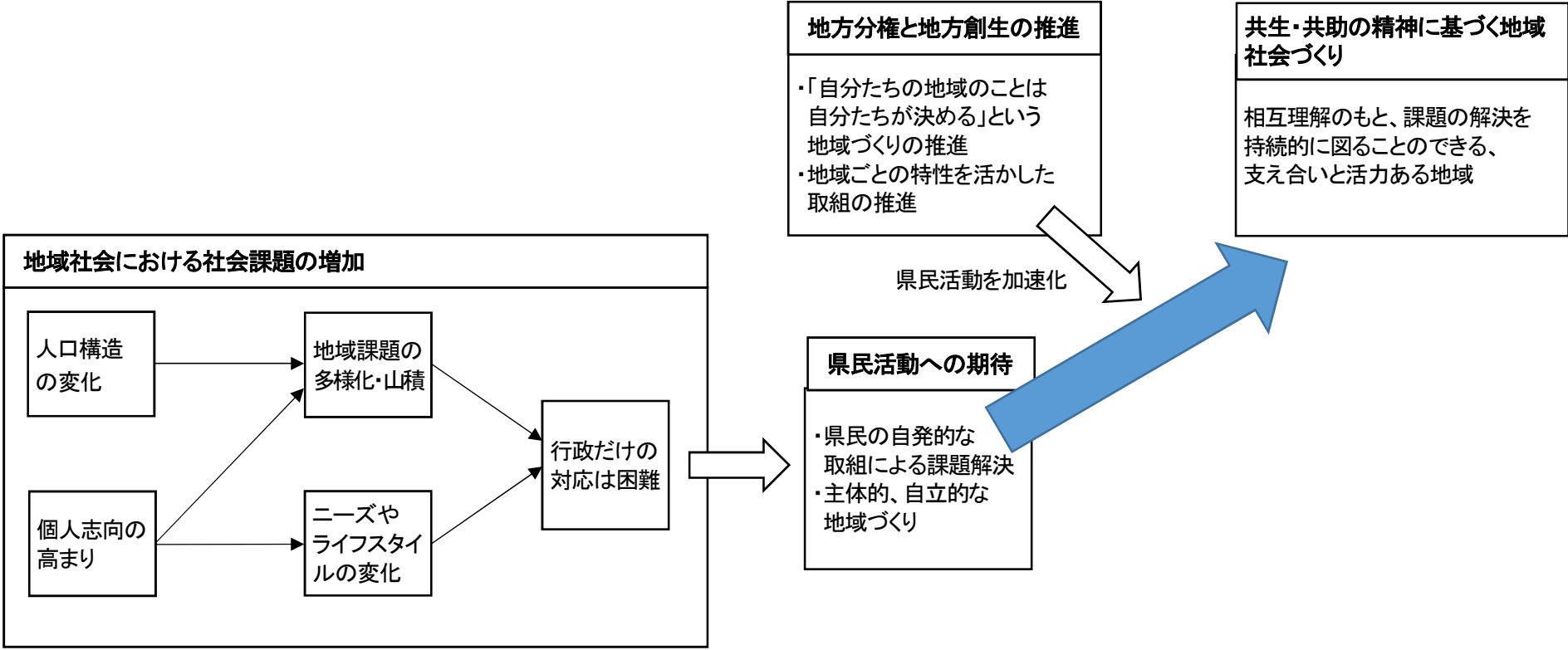


2 県民活動推進に係るイメージ図

ここでは、「県民活動推進に係るイメージ図」やその補足説明を記載します。

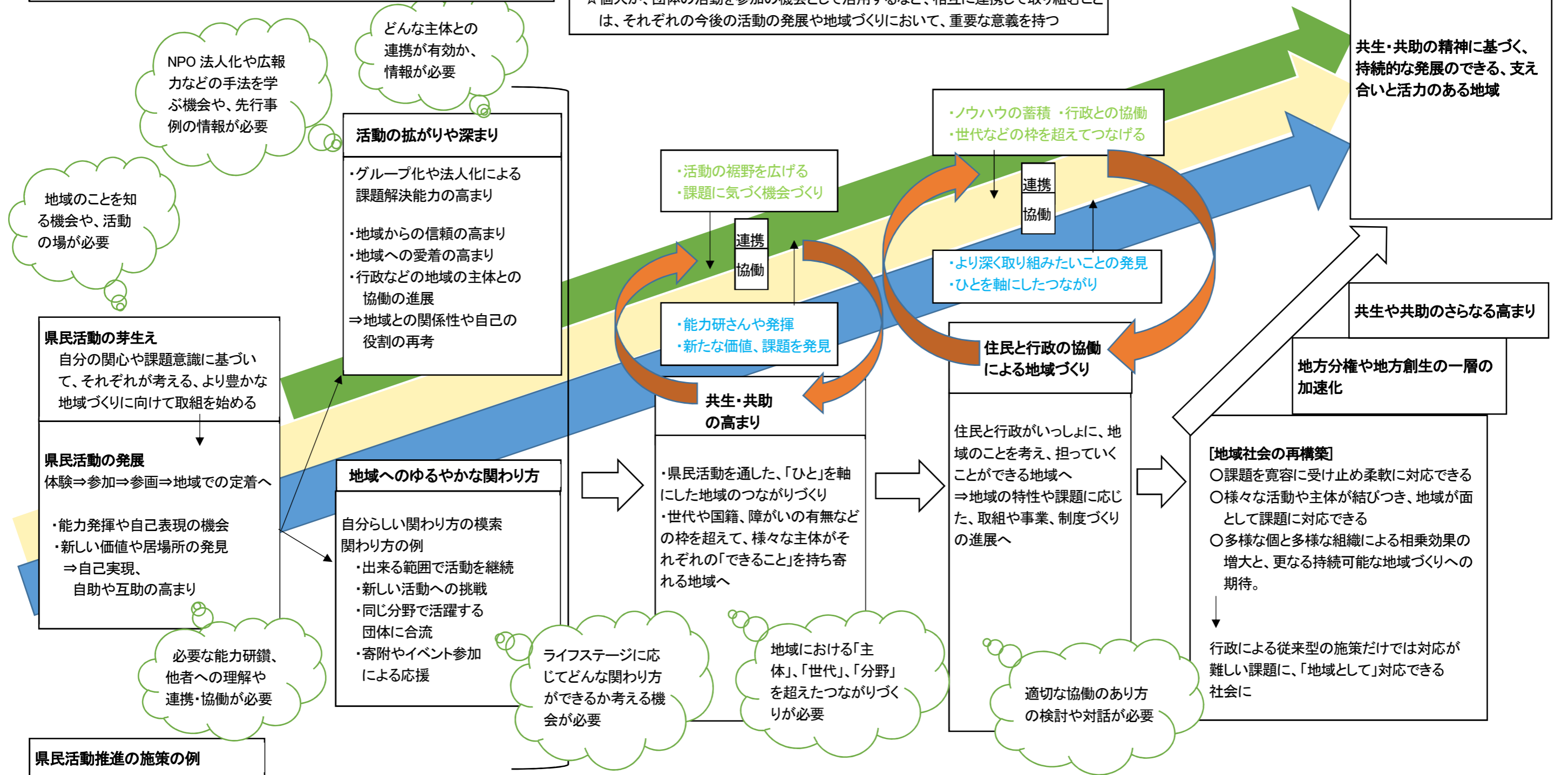
2 県民活動推進に係るイメージ図

イメージ図1(県民活動の必要性)



イメージ図2 県民活動と地域づくり ~県民活動から始まる、県民活動による、持続可能な発展のできる支え合いと活力のある地域づくり~

上段の → : 組織(NPO、企業、大学など)が行う県民活動と、その発展
 中段の → : 行政による多様な主体が地域に参加する支援やコーディネート、場づくり
 下段の → : 個人が行う県民活動と、その発展
 ☆個人が、団体の活動を参加の機会として活用するなど、相互に連携して取り組むことは、それぞれの今後の活動の発展や地域づくりにおいて、重要な意義を持つ



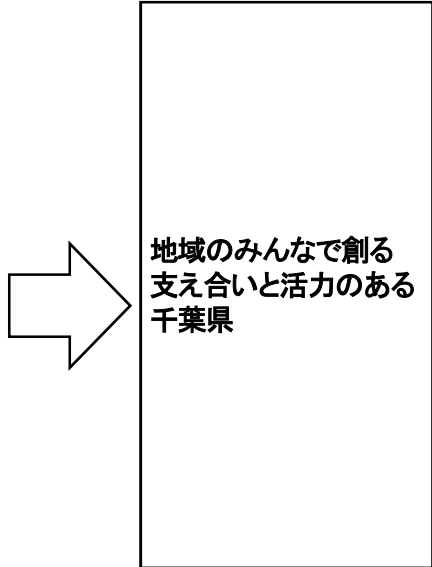
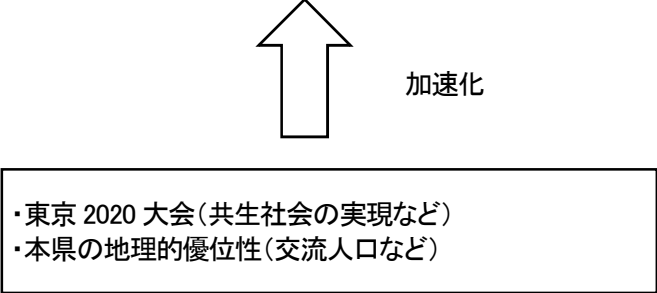
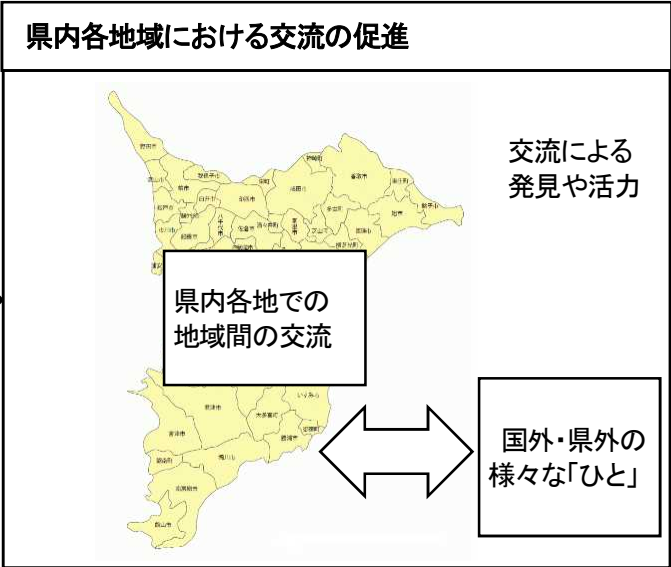
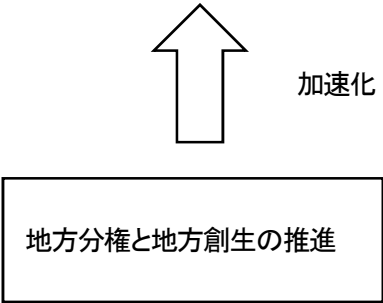
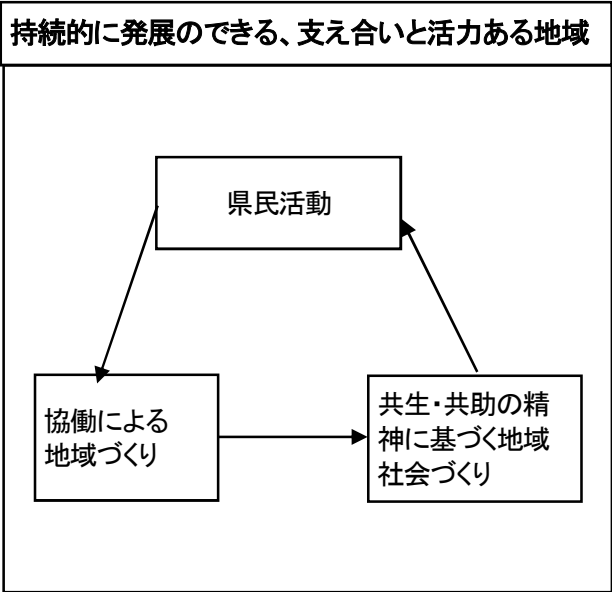
県民活動推進の施策の例

- ・地域のことを知り、新しい発見ができる機会の提供
- ・地域における、県民活動の情報の把握と発信
- ・地域への携わり方は様々であることを知り、体験する機会の提供
- ・必要となる能力の研さんやつながりづくりの機会の提供
- ・活動の受け皿となる制度の充実化や適正化

- ・活動の発展に向けた支援 (NPO 法人化などの手法や先行団体の取組を学ぶ場)
- ・地域の様々な主体の相互理解の促進となる場づくり
- ・活動の発展の機会となる制度の充実化や適正化
- ・地域のつながりの維持や向上に向けた支援
- ・協働に向けた適切なコーディネートができる人材の育成

- ・住民と行政の相互理解に向けた場づくり
- ・他地域における取組状況などの情報共有
- ・行政の事業を地域と協働できるか試行する制度の充実化や適正化

イメージ図3 (支え合いと活力のある千葉)



（補足説明1）県民活動推進のポイント

ここでは、「県民活動推進に係るイメージ図」を踏まえ、県民活動推進において重要となる視点を記載します。

➤ **県民活動推進のポイント** ①地域の状況に応じた活動の推進

本県の地域性は一律ではなく、県内の全ての地域において、多くの社会課題を抱えているという状況は共通していますが、地域ごとに直面している課題は異なり解決の困難さも異なります。地域を構成する主体の状況や関係性、また、協働して課題に取り組んだ経験の蓄積なども様々です。

そのため、それぞれの地域性に応じた県民活動の推進が求められています。

➤ **県民活動推進のポイント** ②「自分らしい関わり方」ができる場づくり

県民活動を通じた地域への関わり方は、そのひとの関心や課題意識、ライフステージ等によって様々です。

[関わり方の例]

- ・ 関心のある分野で活躍する NPO への気軽な参加をする
- ・ 寄附やイベント参加による応援をする
- ・ 働く世代が、休日だけ活動に取り組み、地域とのつながりを楽しむ
- ・ 退職後に、仕事で得たノウハウなどを活かして地域で活躍する
- ・ 語学や庭仕事、地域の伝統など、得意なことや好きなことを活かした活動を行う

そのため、県民活動の推進にあたっては、ゆるやかな関わり方を含め、地域に対しては様々な関わり方があることを知る機会や実際に関わる場を充実させることが重要です。

➤ **県民活動推進のポイント** ③県民活動の発展を支える場づくり

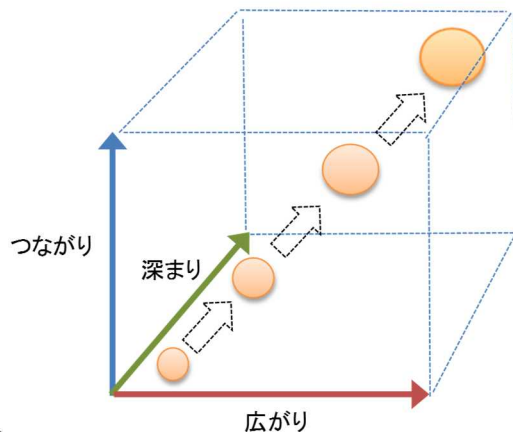
県民活動は、課題意識に基づく活動「体験」をきっかけとして、主体性や専門性の高まりによって「参加」や「参画」へと深まり、地域との信頼関係の構築によって「地域での定着」へと発展していきます。

また、そうした活動の発展をとおした活動の「広がり」や「深まり」、周囲との「つながり」が、支え合いと活力ある地域づくりに向けて大きな意義を持ちます。

- ・ 広がり：関わる人の裾野の拡大、活動範囲の拡張、活動の波及効果の高まり
- ・ 深まり：より効果的な活動手法の確立、事業化等による継続性の向上
- ・ つながり：地域との信頼関係の構築、情報共有や協働ができる温かい風土づくり

そのため、活動の発展段階やそれを通じた地域づくりにおける意義を踏まえ、各主体の活動や協働の推進に向けた情報共有等の場づくりを行う必要があります。

[参考図：地域づくり空間における県民活動の発展]



➤ **県民活動推進のポイント** ④個人と組織の交流による相乗効果

県民活動の発展には、個人の持つ自発性と組織の持つ課題解決力を組み合わせることが必要であり、個人と組織が相互に連携して取り組み、相乗効果を生み出していくことが重要となります。

[例]

- ・ 組織が個人の活動の受け皿となり、世代等の枠を超えて地域への関わりの裾野を広げる
- ・ 個人が組織の活動に参加することで、能力の研さんや発揮の場とする

➤ **県民活動推進のポイント** ⑤県民活動推進施策における戦略性

地域での取組は、「㉗住民による取組」、「㉘行政による取組」、「㉙住民と行政の協働による取組」から構成されています。

行政には、それら取組の性質に応じて次のように、住民の様々な活躍の場や機会を充実させていくことが求められます。

- ・ ㉗：能力発揮の機会の充実
- ・ ㉘：住民との協働による施策の実施可能性の検討
- ・ ㉙：相互理解と適切な役割分担による施策の深化や地域づくりへの発展

今後の地域づくりにあたっては、各施策が㉗～㉙のどこにあてはまるのか、今後どのような展開を目指すかを常に考える必要があります。

例えば、㉙においては、「地域をともに担える主体となるよう、地域の主体を支援する段階」、「時間や空間を区切って協働による事業を実施し、住民と行政の協働による課題解決を試験的に図る段階」、「課題の継続的な解決を図る制度を協働してつくっていく段階」などがあると考えられます。

➤ **県民活動推進のポイント** ⑥地域内外における交流による相乗効果の創出

今後の各地域や千葉県全体の発展に向けては、地域内での交流や地域外との交流が重要となります。

交流の促進によって期待できるのは、多様な個と多様な組織による相乗効果の増大です。

地域資源の循環やノウハウ等の経験知の共有を図り、地域の活性化やそれぞれの主体の更なる成長と活躍を引き出すことで、各地域や千葉県における新しい価値を創出していくことが重要です。

今後、世代や背景の異なる様々な主体の地域への参加を促し、交流を促進するため、その能力を発揮できる環境を整えることが必要です。

(補足説明2) 共生社会について

それぞれに違いがあることを認識し、一人ひとりが互いを支え認め合う共生社会の実現によって、これまで十分に社会に参加できなかった障害者等が、積極的に参加できる社会をつくることが重要です。ここでは、共生社会についてのいくつかの考え方を参考に掲載します。

(ア) 東京 2020 大会 大会ビジョン

大会ビジョンでは、以下のように記載されています。

「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

[多様性と調和]

人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩。

東京 2020 大会を、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。

(イ) 地域共生社会

厚生労働省の『「地域共生社会」の実現に向けて』では、以下のように記載されています。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(ウ) ダイバーシティ経営

経済産業省の『「ダイバーシティ経営」について』では、以下のように記載されています。

ダイバーシティ経営とは、多様な属性の違いを活かし、個々の能力を最大限引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して全社的かつ継続的に進めて行く経営上の取組

- ・「多様な属性」とは、性別、年齢、人権や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・心情、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などに関する多様性も含まれます。
- ・「能力」には、多様な人材それぞれの持つ潜在的な能力や特性なども含まれます。

企業経営の手法ではありますが、それぞれの人材の違いを活かした活躍や交流による付加価値の創出など、今後の県民活動を通じた地域づくりにも応用していくことが重要です。

(補足説明3) 共助社会について

内閣府では、有識者による「共助社会づくり懇談会」を開催し、共助の活動の課題分析と支援策の検討を行いました。

同懇談会で行われた、目指すべき共助社会の姿とその担い手となる様々な主体の取組についての議論は、平成27年3月の報告書（「共助社会づくりの推進について」）に取りまとめられました。

ここでは、その概略や抜粋を参考に記載します。

なお、詳細については、内閣府ホームページ「共助社会づくり懇談会」を参照ください。

(<https://www.npo-homepage.go.jp/kaigi/kyoujo-shakai>)

地域の課題解決や経済の再生及び地方の創生を進めていくにあたっては、

「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」の実現

を目指す必要があるとしています。

共助社会の実現に向けては、

- ・自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要である。また、こうした動きを後押しし、「共助社会づくり」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。

- ・地域住民、地縁組織、NPO等、企業、ソーシャルビジネス、金融機関、教育機関、行政といった多様な主体が、それぞれの立場で、ライフステージや生活環境に応じた社会参画方法を選択し、また相互に連携していくことが求められる。

として、共助の主な担い手の主体として、個人と7つの組織体が挙げられ、主体ごとに取り組むべき事柄が24の課題として整理されています。

また、目指すべき共助社会の具体的な姿と実現への道筋として、3つの姿と27の道筋が提示されています。

共助社会づくりの推進について ～新たな「つながり」の構築を目指して～（概要）

（様々な課題）：人口減少、少子高齢化、厳しい財政、消費市場の規模縮小、人手不足、地域経済の疲弊、医療・介護問題、公共交通ネットワークの縮小、頻発する災害への対応、グローバルな競争との直面、セーフティネットの綻びに対する不安、人間関係や地縁的つながりの希薄化 など
 ⇒ 持続的・安定的な経済成長にもつなげていくために、全ての人々の中で危機感を認識・共有した上で、地域の特性に応じた取組を実施。互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、共に課題を解決していくという共助の精神が必要不可欠。

（参考）共助社会づくり
 懇談会 『共助社会づくりの推進について』
 概要版

地域や社会の課題を解決するために

「共助社会」＝「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会」の実現

を目指す必要がある。

日本経済の再生及び地方の創生を進めていくにあたっては、自分のことは自分で行うという「自助」の精神に立ちながらも、身近な分野で多様な主体が、共に助け合い、支え合うという「共助」の精神で活動することが重要。

共助の担い手の取組と課題 8つの主体・24の課題

【(1)地域住民】 ①地域社会に存在する課題の認識と当事者としての自覚 ②共助の取組による、より良い地域社会の構築	【(2)地縁組織】 ③地縁組織の活動内容等の情報発信 ④地縁組織等の活動の活性化	【(3)NPO等】 ⑤ボランティアや寄附の受入状況についての情報発信 ⑥中間支援組織の人材育成・財務基盤の強化 ⑦地域課題の発掘・共有	【(4)企業】 ⑧地域を支える担い手としての企業の役割の高まり ⑨社会貢献活動を通じた企業の持続的発展 ⑩企業の社会貢献活動についての積極的な情報発信 ⑪社会貢献活動を通じた従業員の士気向上・ソーシャルブランドの確立	【(5)ソーシャルビジネス】 ⑫ソーシャルビジネスの経済的な自立 ⑬ソーシャルビジネス事業者の経営ノウハウの向上 ⑭地域の中小企業によるソーシャルビジネスへの参入	【(6)地域金融機関】 ⑮アドバイザーとして地域金融機関の果たす役割の高まり ⑯金融機関、NPO等との間の情報交換・相互理解の促進 ⑰地域金融機関が中心となった地域の連携プラットフォームの構築	【(7)教育機関】 ⑱教育機関による将来の共助社会づくりを担う人材の育成 ⑲学校教育における社会貢献活動の機会の増加 ⑳地域の拠点としての大学による社会貢献活動の促進	【(8)行政】 ㉑自主的な取組を通じた課題解決の重要性 ㉒行政内部での連携・近隣の自治体間での広域連携の必要性 ㉓NPO等の活動への助成の効果等についての調査の必要性 ㉔地域の課題解決のコーディネーター役として期待される行政職員
--	---	---	---	---	--	---	---

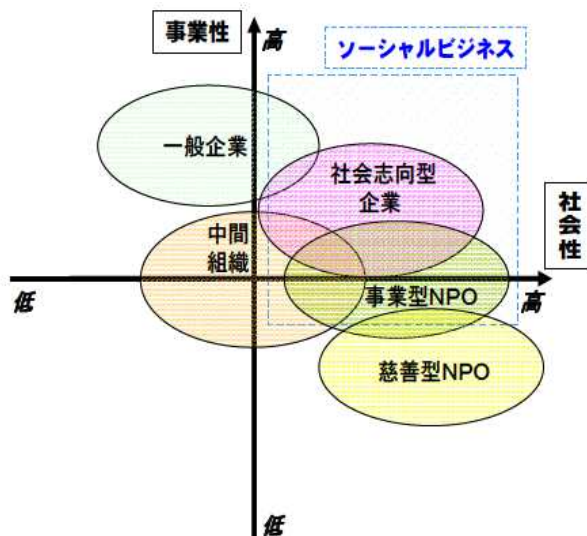
目指すべき共助社会の具体的な姿と実現への道筋 3つの姿・27の道筋

(1)つながりの構築 ①地域の特性に応じた「共助社会の場」の構築 (i) 共助社会の場 ②地域社会の課題・魅力の情報発信と議論の場の設定 ③多様な主体による「共助社会の場」の構築と活動範囲の拡充 ④地域の課題解決のまとめ役を担う人材の育成 ⑤セクターを越えた人材交流の活性化 (ii) NPO等の役割 ⑥NPO等の活動を通じた人と人との新しいつながりの構築 ⑦「顔が見える」参加の仕組みを通じたNPO等の活動への共感者の増加 ⑧専門家との連携による効果的なコンサルティングの実施 ⑨女性・高齢者・若年層の参加を通じたNPO等の活動領域の拡大	(2)地域の活性化 ⑩地域の多様な主体の基盤強化を通じた地域の活性化 (i) 地域金融機関 ⑪地域との共存共栄を目指した地域金融機関の活動の活性化 ⑫地域金融機関による退職者のノウハウを活用する仕組みの構築 (ii) 企業等 ⑬企業の本業と社会の課題解決をつなげる取組 ⑭ソーシャルビジネスの自立と発展に向けた取組 ⑮地域の中小企業のソーシャル化の推進 (iii) 地縁組織や教育機関 ⑯防災訓練等を契機とした「近助（近所）」の関係性の復活 ⑰学校の教育課程における社会貢献活動の促進 ⑱大学による企業・NPO等、行政と連携した専門家の育成・認定	(3)参加の促進 (i) ボランティアと寄附の意義 ⑲企業の社会貢献事業とプロボノ活動との有機的な連携 (ii) ボランティア参加者拡大と寄附文化醸成 ⑳ボランティア活動に参加しやすい環境の整備 ㉑ボランティア活動の「見える化」 ㉒寄附の成功体験を通じた地域での資金循環の実現 ㉓ファンドレイザーの育成等による資金調達能力の向上と基盤強化 (iii) 地域における資金循環 ㉔広く地域社会で認知されたコミュニティ財団・市民ファンドの存在 ㉕コミュニティ財団・市民ファンド間の連携と機能強化 ㉖社会的投資の促進による地域での資金循環の活性化 ㉗社会的投資拡大に向けた様々な取組の検討
--	--	---

以下、内閣府の報告書『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』から一部を抜粋しつつ、用語や関係する知識の解説等を記載します。

➤ 参考 ソーシャルビジネスとは？

ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題の解決を目的として、ビジネスの手法を用いて取り組む事業活動です。従前の営利を目的とした典型的な「会社」とは異なり、また、無報酬の善意に依存する「ボランティア活動」とも異なる新しいスタイルの事業形態とされています。ソーシャルビジネスの事業主体としては、特定非営利活動法人だけでなく、株式会社や有限会社など、様々な法人形態、団体が想定されます。



ソーシャルビジネスの担い手

資料：経済産業省「ソーシャルビジネス研究会報告書」（平成20年4月）より

➤ 参考 信用保証制度の対象の拡大

同報告書の「8つの主体」に挙げられているように、「地域金融機関」の地域への参画が一層期待される中、平成27年の中小企業信用保険法の改正により、信用保証協会が公的な債務保証を付ける制度を特定非営利活動法人が中小企業と同様に使えるようになりました。

これにより、特定非営利活動法人の金融機関を活用した資金調達が促進され、ソーシャルビジネスによる社会課題の解決や雇用の拡大等が期待されます。

➤ 抜粋*1 (1) 地域住民 課題②：共助の取組による、より良い地域社会の構築

会社員、医師や弁護士、職人等の専門家、行政職員、専業主婦・主夫、定年退職者、学生といった地域を担う様々な人々が、自らの特性や経験等を持ち寄り、それらを有効活用しながら主体的に相互に支え合う共助の取組によって、より良い地域社会を構築していくことが期待される。

¹ 共助社会づくり懇談会『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』より抜粋

▶ **参考** プロボノ

全員でつくりあげていく社会に向けては、働く世代の地域づくりへの参加に対する注目が高まっています。その手法のひとつがプロボノです。

プロボノとは、ラテン語の Pro Bono Publico（公共善のために）を語源とする言葉で、プロフェッショナルスキルや専門知識を持つビジネスパーソンやクリエイターが、社会的・公共的な目的のために職業上のスキルを活かすボランティア活動をさします。

例えば、平日夜や休日を利用して、弁護士が市民活動団体の法律相談を受けたり、税理士が会計処理の指導を行ったりするケースがあります。

活動分野は、ウェブ制作、マーケティング、デザイン、商品開発など様々であり、スキルアップの一環を兼ねた社会貢献活動として、社員にプロボノを推奨する企業が現れ始めています。

今後、「働き方改革」などを通じたワーク・ライフ・バランスの推進によって、プロボノ等が促進されることで、働く世代の方が自身のノウハウ等を地域へ還元し、地域活動で得た発見や充実感が本業で役立つという好循環が期待されています。

参考事例 プロボノチャレンジ MATSUDO 2017

松戸市では、全国に先駆けた都市型の介護予防モデルの構築を目指し、千葉大学との共同研究で都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、幅広く住民が、多種多様な地域活動やボランティア活動に参加することで、年齢を問わず元気に暮らせるまちづくりを全体で推進し、特に介護予防効果を検証しています。

その一環として、新たに「プロボノ」チャレンジを実施し、高齢者を含む様々な方の活躍の場と機会を広げ、中間支援組織の協力を得ながら、併せて地域活動団体や NPO の活動を支援しています。

企業人や退職後の人等のプロボノワーカーが3～5人のチームとなって約1か月間で、松戸市内の地域活動団体等の問題・課題を解決し、団体のステップアップを図ります。

支援する側・支援される側の双方が、最も効果的に連携できるよう、目標を明確に設定し、具体的かつ実用性の高い成果物を提供とする無償による「プロジェクト型支援」を行います。

地域での活躍の場と機会を創出し、介護予防の研究も進めていくという全国初の取組です。



➤ **抜粋*1** (3) NPO 等 課題⑦：地域課題の発掘・共有

NPO 等は、社会からの期待の声に応えるためにも、自らが中心となって、地域課題の発掘・共有を行い、その解決のための具体的な中長期の活動ビジョンを示すとともに、活動の継続のための財源確保と自立化に努め、多くの人々の巻き込みを実現させ、新たな社会の仕組みづくりや地域の活力創出を目指していくことが求められる。

➤ **抜粋*1** (4) 企業 課題⑨：社会貢献活動を通じた企業の持続的発展

近年では、**CSR**の一環としての社会貢献活動や、自社の事業を通じて一定の収益を確保しながら、消費者や従業員、株主、地域住民等が求める様々な社会的な課題を解決していく **CSV**の取組が注目されている。

➤ **参考** CSR とは？

Corporate Social Responsibility の略で、「企業の社会的責任」とされています。

経済産業省によれば、「企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方」と定義されています。

その取組は、「社会の一員としての義務」、「社会貢献」、「企業戦略」に類型化でき、地域課題の解決への参加や協働の前提となる相互理解を促進していく上でも、重要な視点と考えられています。

➤ **参考** CSV とは？

Creating Shared Value の略で、「共通価値創造」とされています。

『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』によれば、「企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら、自らの競争力を高める方針とその実行をいう。マイケル・ポーターの競争戦略理論の一つ」と定義されています。

経済的価値を創造しながら、社会的ニーズに対応することで社会的価値も想像する手法として、企業の地域への参加において、重要な手法と考えられています。

¹ 共助社会づくり懇談会『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』より抜粋

➤ **抜粋*1** 道筋③：多様な主体による「共助社会の場」の構築と活動範囲の拡充

個人、行政、NPO 等、企業、地域金融機関、教育機関などといった多様な主体間の有機的なネットワークを構築し（「共助社会の場」）、NPO 等や地域金融機関、行政などがこのような主体と連携しながら地域の特性に応じた共助社会のデザインを描き、その実現に向けた役割分担の下で、各主体の活動の活発化と相互の成長を実現させていく。また、地域間連携を図ることにより、共助の活動範囲を拡充していく。

➤ **参考** コレクティブ・インパクト

地域課題の解決に向けた協働の手法のひとつとして、「コレクティブ・インパクト」への注目が高まっています。

内閣府の「社会的インパクト評価の普及促進に係る調査」によれば、「異なるセクターにおける様々な主体が共通のゴールを掲げ、お互いの強みを出し合いながら地域課題の解決を目指すアプローチ」とされています。

活動のゴールやそこに至る過程を分析し必要な資源を考え、それを有する主体が協働して取り組む手法であり、個人や個々の組織では解決の難しい課題に、地域が面として取り組むことで解決が期待できます。

コレクティブ・インパクトによる取組と、そうした協働を通じた地域における多様な主体間の有機的なネットワークの構築の好循環により、持続的な地域づくりを推進することが重要です。

¹ 共助社会づくり懇談会『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』より抜粋

➤ **抜粋***1 道筋 27：社会的投資拡大に向けた様々な取組の検討

NPO 等の活動によってもたらされる社会的価値を金銭価値として定量的に示す SROI に代表されるような、社会的インパクト評価の導入や、ソーシャル・インパクト・ボンドの実現、休眠預金の活用、社会課題解決に取り組む主体に対する公共調達時のインセンティブの付与などについて検討していく。

➤ **参考** 社会的インパクト評価とは？

内閣府によれば、『担い手の活動が生み出す「社会的価値」を「可視化」し、これを「検証」し、資金等の提供者への説明責任（アカウンタビリティ）につなげていくとともに、評価の実施により組織内部で戦略と結果が共有され、事業・組織に対する理解が深まるなど組織の運営能力強化に資するもの』と定義されています。

詳細は、内閣府ホームページ「社会的インパクト評価について」を参照ください。

(http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/impact/impact_index.html)

また、休眠預金等活用法では、「休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施」等が規定されており、休眠預金等の活用に当たって、社会的インパクト評価の活用が予定されています。

➤ **参考** 休眠預金等活用とは？

平成 28 年に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」が制定されました。

この法律の趣旨は、毎年 700 億円（平成 25～27 年度）にのぼるとされる、休眠預金等を、その公共的役割に照らし、社会の諸課題に対応する「民間公益活動団体」に配分することで、国民一般に還元するというものです。

現在、内閣府の設置する「休眠預金等活用審議会」を中心に議論が進められ、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の策定などが進められています。

詳細は、内閣府ホームページ「民間公益活動促進のための休眠預金等活用」を参照ください。(http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html)

休眠預金等の配分は平成 31 年からとされていますが、詳細についてはまだ示されていないため、国の動向を注視する必要があります。

それと併せて、制度の活用の上で重要となる「社会的インパクト評価」等の研究を進め、県内の議論を深めることで、活動による成果を把握するという考えを普及する契機とする必要があります。

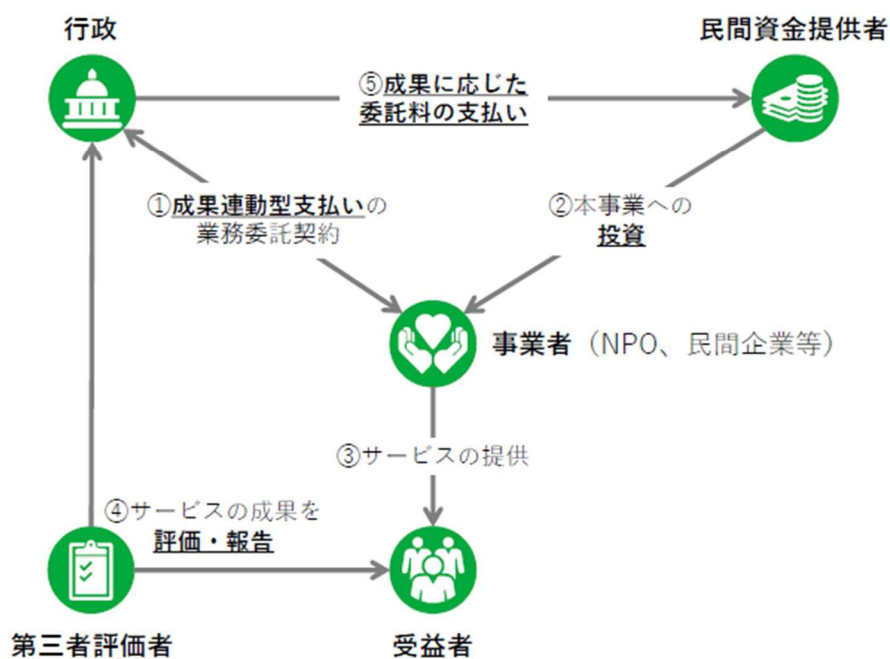
¹ 共助社会づくり懇談会『共助社会づくりの推進について～新たな「つながり」の構築を目指して』より抜粋

➤ **参考** ソーシャル・インパクト・ボンドとは？

官民連携の社会的投資モデルであり、民間資金を活用して実施する成果連動型の民間委託事業です。民間の資金やノウハウを活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、行政はその事業成果（社会的コストの効率化部分）等を原資に成果報酬を支払います。平成 22 年に英国で世界初の SIB 案件が組成されて以降、同国を中心に世界各国でその活用が進んでいます。

日本では、平成 29 年に神戸市で日本初の事業が実施されました。

民間投資を活用した成果連動型業務委託 = SIB



4

神戸市ホームページにおける「ソーシャル・インパクト・ボンドを活用した糖尿病性腎症等の重症化予防事業（作成：一般財団法人 社会的投資推進財団）」より抜粋